

【請求書参考様式その5-4】

請求日 年 月 日

(宛先) 習志野市長

施設等利用費請求書（償還払い用）

一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業の施設等利用費

【 年 月～ 年 月分請求用】

私は、子ども・子育て支援法第30条の11第1項の規定に基づき、施設等利用費の給付について、下記の通り請求します。指定する償還払いの振込先口座に振り込んで下さい。

なお、施設等利用費の審査にあたり、次の事項に同意します。

1. 申請者と認定子どもが、習志野市内に居住していることを習志野市が住民基本台帳で確認すること。
2. 実際に利用していることを習志野市が対象施設に確認すること。
3. 利用料の支払い状況を習志野市が対象施設に確認すること。
4. 課税状況を習志野市が確認すること。

◆幼稚園・こども園の預かり保育と併用して利用する場合は、幼稚園・こども園で配布する請求書をご使用ください。

◆認可外保育施設と併用して利用する場合は、認可外保育施設で配布する請求書をご使用ください。

1. 施設等利用給付認定保護者(請求者) ※請求者氏名を自署した場合、押印は省略可能です。

フリガナ		印	認定 子ども との 続柄	生年月日	年	月	日
氏 名				現住所	電話：		
※振込先は、申請者名義の口座になります。							

2. 認定子ども(認定子どもごとに申請して下さい)

法第30条の4の認定種別	☐ 第2号 ☐ 第3号	認定番号	
生年月日	年 月 日	フリガナ	
請求対象期間の住所		氏 名	
☐ 現住所のとおり ☐ 市内転居 ☐ 転入した ☐ 転出した			
上記で転入または転出に該当した場合は転入・転出日を記入			年 月 日

3. 償還払いの振込先を記入して下さい(※1)

金融機関名	預金種目	☐ 普通 ☐ 当座
銀行・信用金庫	支店	口座番号
農協・信用組合	出張所	口座名義(カタカナ)

※1 【添付書類】 初回申請時のみ、預金通帳の写し(支店名や口座番号の記載があるページの写し)をご提出ください。以降は口座を変更した場合のみ提出してください。

申請者と口座名義が異なる振込先を指定する場合は、本市町村指定の委任状を提出してください。

4. 利用した認可外保育施設、一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター)

を記入してください。(複数記入可)

①	フリガナ		所在地	〒	
	施設・事業名				電話：
	契約している利用料※2		☐ 月額	円 ☐ 日額	円 ☐ 時間額
②	フリガナ		所在地	〒	
	施設・事業名				電話：
	契約している利用料※2		☐ 月額	円 ☐ 日額	円 ☐ 時間額
③	フリガナ		所在地	〒	
	施設・事業名				電話：
	契約している利用料※2		☐ 月額	円 ☐ 日額	円 ☐ 時間額

<裏面も記入して下さい>

④	フリガナ		所在地	〒 電話：
	施設・事業名			
	契約している利用料※2	□ 月額		
⑤	フリガナ		所在地	〒 電話：
	施設・事業名			
	契約している利用料※2	□ 月額		
⑥	フリガナ		所在地	〒 電話：
	施設・事業名			
	契約している利用料※2	□ 月額		

※①～⑥に書き切れない数の施設・事業を利用した場合は、余白等に記載して下さい。

※2 該当箇所にレを記入し金額を記入して下さい。利用料の設定が月単位を超える(四半期・前期・後期等)場合は、当該利用料を当該期間の月数で除して、当該利用料の月額相当分を算定し、月額欄の□にレを記入し、算定した月額相当分を記入して下さい。

5. 認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業の施設等利用費の償還払い請求の内訳を記入

利用年月日	認可外保育施設に支払った月額利用料(保育料)(a)※3	・一時預かり事業 ・病児保育 ・子育て援助活動支援事業(ファミリーサポート・センター)に支払った月額合計利用料(b)※3	支払額合計(c=a+b)	月額上限額(d)※4	請求額(cとdを比較して小さい方)
年 月	a 円	b 円	c 円	d 円	円
年 月	a 円	b 円	c 円	d 円	円
年 月	a 円	b 円	c 円	d 円	円
					請求金額
					上記3か月分合計
					円

※3 【添付書類】

上記で記入した利用料の合計額を支払ったことを証明する書類(施設からの領収証兼提供証明書をすべて添付して下さい)。(子育て援助活動支援事業(ファミリーサポート・センター)を除く)

また、子育て援助活動支援事業(ファミリーサポート・センター)を利用した場合は、援助を行う会員が発行した援助活動報告書を添付して下さい。

初回申請時のみ、「預金通帳の写し」(支店名や口座番号の記載のあるページの写し)をご提出ください。以降は口座を変更した場合のみ提出してください。

※4 月額上限額について

- 令和8年9月までの利用については、施設等利用給付第2号認定の場合は月額37,000円、第3号認定の場合は月額42,000円です。
- 令和8年10月以降の利用については、施設等利用給付第2号認定の場合は月額40,300円、第3号認定の場合は月額45,700円です。

月途中で認定期間が終了する又は開始される場合か、市町村間の転出入の場合、月額限度額は次のとおりとなります。

- 月途中で認定期間が終了する場合、または別の市町村へ転出する場合の限度額：
月額上限額 × 認定終了日の前日又は転出日の前日までの日数 ÷ その月の日数(小数点以下切捨て)
- 月途中で認定期間が開始される場合、または別の市町村から転入した場合の限度額：
月額上限額 × 習志野市での認定開始日からの日数 ÷ その月の日数(小数点以下切捨て)